

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年4月8日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 松本 晃一

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟  
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子  
同 高田 倫乙帆

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)4717

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド  
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
Aコース証券100億米ドル(約8,171億円)を上限とします。  
Bコース証券100億米ドル(約8,171億円)を上限とします。  
Cコース証券100億豪ドル(約8,289億円)を上限とします。  
Dコース証券100億豪ドル(約8,289億円)を上限とします。  
Eコース証券100億ユーロ(約1兆1,214億円)を上限とします。  
Fコース証券100億ユーロ(約1兆1,214億円)を上限とします。  
Gコース証券100億ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)(約6,148億円)を上限とします。  
Hコース証券100億NZドル(約6,148億円)を上限とします。

(注) 外貨の円貨換算は、特に記載のない限り、平成23年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=81.71円、1豪ドル=82.89円、1ユーロ=112.14円、1NZドル=61.48円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成23年1月7日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正内容】

## (1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報		
第1 ファンドの状況		
5 運用状況		
（1）投資状況	1 ファンドの運用状況（1）投資状況	更新
（3）運用実績	（2）運用実績	追加
（4）販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況	3 ファンドの経理状況	追加
1 財務諸表		
第三部 特別情報		
第1 管理会社の概況	4 管理会社の概況	
1 管理会社の概況（1）資本金の額	（1）資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	（2）事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他（4）訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 （3）その他	追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。 )により管理されるノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)(以下「ファンド」といいます。 )の運用状況は以下のとおりです。

### (1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2011年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	33,470,893,000	91.44
現金・その他の資産 (負債控除後)		3,134,520,412	8.56
純資産総額		36,605,413,412	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(注2) 外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2011年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=81.71円、1豪ドル=82.89円、1ユーロ=112.14円、1ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)=61.48円)によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

### (2) 運用実績

純資産の推移

2011年2月末日現在および2011年2月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

#### A コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2010年3月末日	44,687,208	3,651,391,766	7.47	610
4月末日	34,130,117	2,788,771,860	7.58	619
5月末日	30,936,210	2,527,797,719	6.80	556
6月末日	29,667,153	2,424,103,072	6.55	535
7月末日	30,142,310	2,462,928,150	6.57	537
8月末日	29,072,229	2,375,491,832	6.28	513
9月末日	30,023,940	2,453,256,137	6.47	529
10月末日	29,545,176	2,414,136,331	6.28	513
11月末日	29,844,191	2,438,568,847	6.61	540
12月末日	31,120,836	2,542,883,510	6.93	566
2011年1月末日	30,737,681	2,511,575,915	6.94	567
2月末日	28,534,048	2,331,517,062	7.22	590

#### B コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2010年3月末日	39,412,606	3,220,404,036	7.44	608
4月末日	38,393,279	3,137,114,827	7.56	618
5月末日	34,042,149	2,781,583,995	6.79	555

6月末日	32,564,013	2,660,805,502	6.55	535
7月末日	32,668,880	2,669,374,185	6.42	525
8月末日	31,107,168	2,541,766,697	6.14	502
9月末日	31,993,884	2,614,220,262	6.34	518
10月末日	30,836,272	2,519,631,785	6.17	504
11月末日	31,395,883	2,565,357,600	6.50	531
12月末日	33,813,251	2,762,880,739	6.83	558
2011年1月末日	34,456,619	2,815,450,338	6.84	559
2月末日	38,135,463	3,116,048,682	7.13	583

## Cコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2010年3月末日	304,904,168	25,273,506,486	6.50	539
4月末日	286,664,372	23,761,609,795	6.60	547
5月末日	260,559,282	21,597,758,885	5.96	494
6月末日	252,501,881	20,929,880,916	5.74	476
7月末日	248,718,865	20,616,306,720	5.79	480
8月末日	231,126,446	19,158,071,109	5.54	459
9月末日	230,664,557	19,119,785,130	5.70	472
10月末日	215,825,928	17,889,811,172	5.57	462
11月末日	220,613,170	18,286,625,661	5.87	487
12月末日	222,610,142	18,452,154,670	6.16	511
2011年1月末日	209,809,679	17,391,124,292	6.17	511
2月末日	211,168,512	17,503,757,960	6.41	531

## Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2010年3月末日	98,335,582	8,151,036,392	6.90	572
4月末日	93,430,133	7,744,423,724	7.02	582
5月末日	84,326,576	6,989,829,885	6.36	527
6月末日	80,087,282	6,638,434,805	6.15	510
7月末日	78,782,053	6,530,244,373	6.07	503
8月末日	73,892,461	6,124,946,092	5.83	483
9月末日	74,842,066	6,203,658,851	6.03	500
10月末日	71,480,339	5,925,005,300	5.90	489
11月末日	73,410,315	6,084,981,010	6.25	518
12月末日	74,675,900	6,189,885,351	6.58	545
2011年1月末日	73,313,651	6,076,968,531	6.62	549
2月末日	74,402,271	6,167,204,243	6.91	573

## Eコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
2010年3月末日	2,659,409	298,226,125	7.11	797
4月末日	2,602,920	291,891,449	7.22	810
5月末日	2,382,823	267,209,771	6.43	721
6月末日	2,359,720	264,619,001	6.20	695
7月末日	2,175,930	244,008,790	6.23	699
8月末日	2,087,610	234,104,585	5.93	665
9月末日	2,162,574	242,511,048	6.14	689
10月末日	2,172,812	243,659,138	5.98	671
11月末日	2,246,564	251,929,687	6.32	709
12月末日	2,311,527	259,214,638	6.65	746
2011年1月末日	2,249,171	252,222,036	6.66	747
2月末日	2,294,065	257,256,449	6.92	776

## Fコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
2010年3月末日	3,905,022	437,909,167	7.16	803
4月末日	3,742,813	419,719,050	7.28	816
5月末日	3,479,715	390,215,240	6.49	728
6月末日	3,373,142	378,264,144	6.27	703
7月末日	3,408,943	382,278,868	6.16	691
8月末日	3,286,666	368,566,725	5.88	659
9月末日	3,294,561	369,452,071	6.09	683
10月末日	3,119,190	349,785,967	5.94	666
11月末日	3,296,734	369,695,751	6.29	705
12月末日	3,244,743	363,865,480	6.63	743
2011年1月末日	3,150,314	353,276,212	6.65	746
2月末日	3,191,469	357,891,334	6.92	776

## Gコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2010年3月末日	135,902,406	8,355,279,921	6.64	408
4月末日	131,180,405	8,064,971,299	6.74	414
5月末日	114,614,292	7,046,486,672	6.02	370
6月末日	104,549,626	6,427,711,006	5.80	357
7月末日	99,914,979	6,142,772,909	5.83	358
8月末日	92,038,980	5,658,556,490	5.58	343
9月末日	92,547,754	5,689,835,916	5.76	354
10月末日	87,446,557	5,376,214,324	5.61	345
11月末日	88,386,884	5,434,025,628	5.91	363
12月末日	90,870,800	5,586,736,784	6.22	382
2011年1月末日	88,031,038	5,412,148,216	6.22	382
2月末日	88,925,463	5,467,137,465	6.49	399

## Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2010年3月末日	29,832,957	1,834,130,196	7.02	432
4月末日	28,644,699	1,761,076,095	7.14	439
5月末日	25,356,819	1,558,937,232	6.40	393
6月末日	23,858,203	1,466,802,320	6.19	381
7月末日	22,829,610	1,403,564,423	6.09	374
8月末日	21,410,031	1,316,288,706	5.84	359
9月末日	21,845,361	1,343,052,794	6.05	372
10月末日	20,785,532	1,277,894,507	5.92	364
11月末日	21,267,604	1,307,532,294	6.26	385
12月末日	21,998,874	1,352,490,774	6.61	406
2011年1月末日	21,511,991	1,322,557,207	6.63	408
2月末日	21,857,269	1,343,784,898	6.94	427

## 分配の推移

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
2010年3月	0.01	0.82	-	-
4月	0.01	0.82	-	-
5月	0.01	0.82	-	-

6月	0.01	0.82	-	-
7月	0.01	0.82	0.16	13.07
8月	0.01	0.82	-	-
9月	0.01	0.82	-	-
10月	0.01	0.82	-	-
11月	0.01	0.82	-	-
12月	0.01	0.82	-	-
2011年1月	0.01	0.82	-	-
2月	0.01	0.82	-	-

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2010年3月	0.02	1.66	-	-
4月	0.02	1.66	-	-
5月	0.02	1.66	-	-
6月	0.02	1.66	-	-
7月	0.02	1.66	0.15	12.43
8月	0.02	1.66	-	-
9月	0.02	1.66	-	-
10月	0.02	1.66	-	-
11月	0.02	1.66	-	-
12月	0.02	1.66	-	-
2011年1月	0.03	2.49	-	-
2月	0.03	2.49	-	-

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2010年3月	0.01	1.12	-	-
4月	0.01	1.12	-	-
5月	0.01	1.12	-	-
6月	0.01	1.12	-	-
7月	0.01	1.12	0.15	16.82
8月	0.01	1.12	-	-
9月	0.01	1.12	-	-
10月	0.01	1.12	-	-
11月	0.01	1.12	-	-
12月	0.01	1.12	-	-
2011年1月	0.01	1.12	-	-
2月	0.01	1.12	-	-

	Gコース証券		Hコース証券	
	NZドル	円	NZドル	円
2010年3月	0.01	0.61	-	-
4月	0.02	1.23	-	-
5月	0.02	1.23	-	-
6月	0.02	1.23	-	-
7月	0.02	1.23	0.15	9.22
8月	0.02	1.23	-	-
9月	0.02	1.23	-	-
10月	0.02	1.23	-	-
11月	0.02	1.23	-	-
12月	0.02	1.23	-	-
2011年1月	0.02	1.23	-	-
2月	0.02	1.23	-	-

		設定来累計 (2011年2月末日現在)
--	--	------------------------

Aコース証券	米ドル	0.25
Bコース証券	米ドル	0.32
Cコース証券	豪ドル	0.78
Dコース証券	豪ドル	0.30
Eコース証券	ユーロ	0.33
Fコース証券	ユーロ	0.31
Gコース証券	NZドル	0.74
Hコース証券	NZドル	0.30

## 収益率の推移

	期間	収益率 <sup>(注)</sup>
Aコース証券	2010年3月1日～2011年2月末日	6.84%
Bコース証券		6.73%
Cコース証券		11.73%
Dコース証券		11.89%
Eコース証券		7.81%
Fコース証券		7.61%
Gコース証券		9.98%
Hコース証券		9.92%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2011年2月末日現在の受益証券1口当りの純資産価格 + 上記の期間の分配金の合計額

b = 2010年2月末日現在の受益証券1口当りの純資産価格

また、ファンドの暦年度ベースでの収益率は次のとおりです。

	暦年度	収益率 <sup>(注)</sup>
Aコース証券	2008年度	- 33.00%
	2009年度	3.93%
	2010年度	2.92%
	2011年度	4.47%
Bコース証券	2008年度	- 33.10%
	2009年度	3.89%
	2010年度	2.95%
	2011年度	4.39%
Cコース証券	2008年度	- 37.70%
	2009年度	3.84%
	2010年度	7.02%
	2011年度	5.03%

Dコース証券	2008年度	- 38.10%
	2009年度	3.88%
	2010年度	7.17%
	2011年度	5.02%
Eコース証券	2008年度	- 34.80%
	2009年度	2.66%
	2010年度	4.15%
	2011年度	4.36%
Fコース証券	2008年度	- 34.90%
	2009年度	2.61%
	2010年度	3.99%
	2011年度	4.37%
Gコース証券	2008年度	- 35.70%
	2009年度	2.27%
	2010年度	5.75%
	2011年度	4.98%
Hコース証券	2008年度	- 36.10%
	2009年度	2.35%
	2010年度	5.79%
	2011年度	4.99%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年度末(2011年度については2月末日)の1口当りの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年度末の1口当り純資産価格

(2008年度の場合、1口当り当初発行価格: AおよびBコース証券1口当り10米ドル、CおよびDコース証券1口当り10豪ドル、EおよびFコース証券1口当り10ユーロ、GおよびHコース証券1口当り10NZドル。)

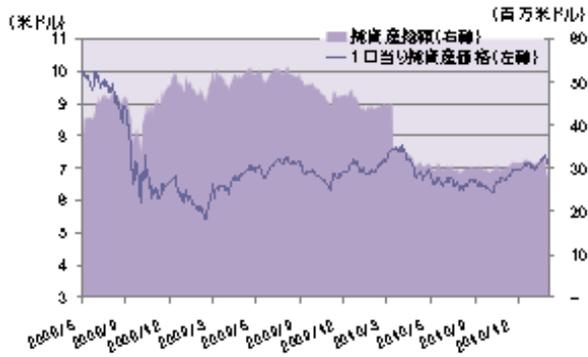
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

[次へ](#)

(参考情報)

## &lt;純資産総額および1口当りの純資産価格の推移&gt; (2011年2月末日現在)

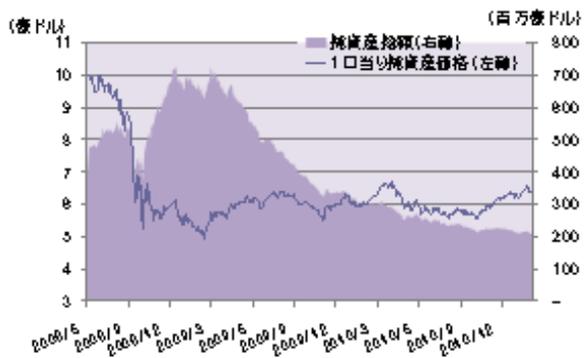
## Aコース



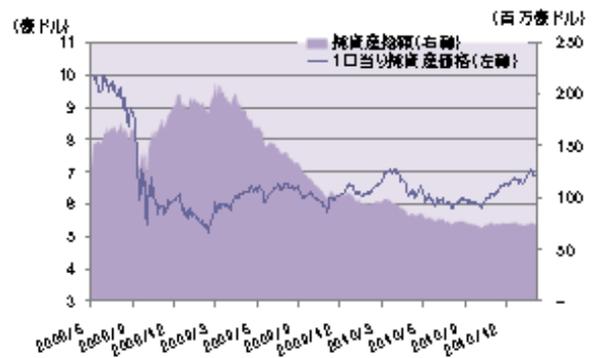
## Bコース



## Cコース



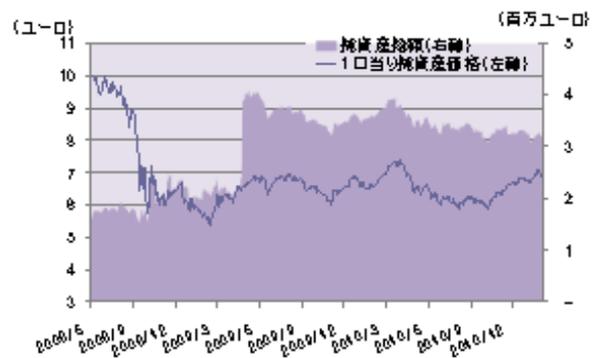
## Dコース



## Eコース



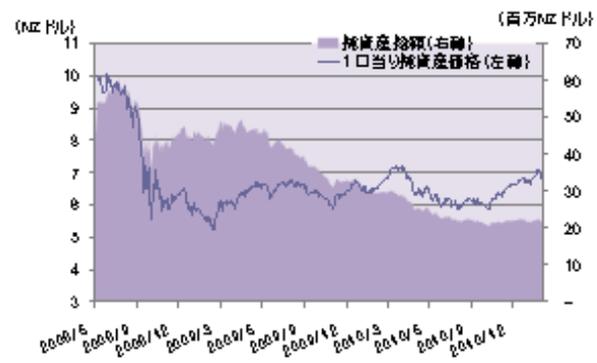
## Fコース



## Gコース

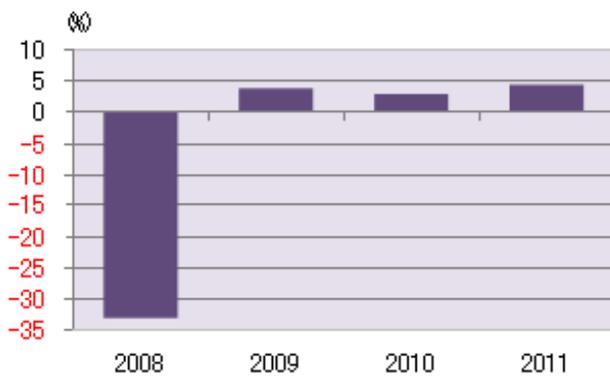


## Hコース

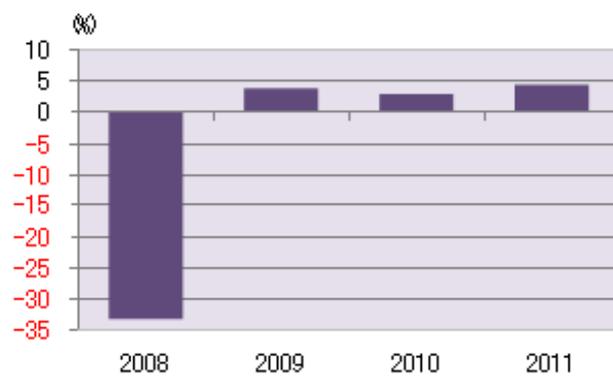


<収益率の推移> (暦年ベース) 2008年は6月27日から、2011年は2月末まで

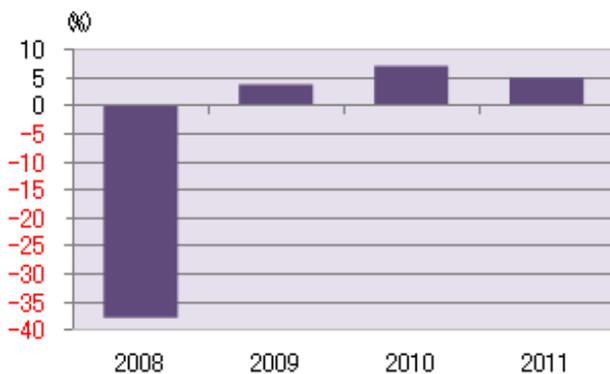
## Aコース



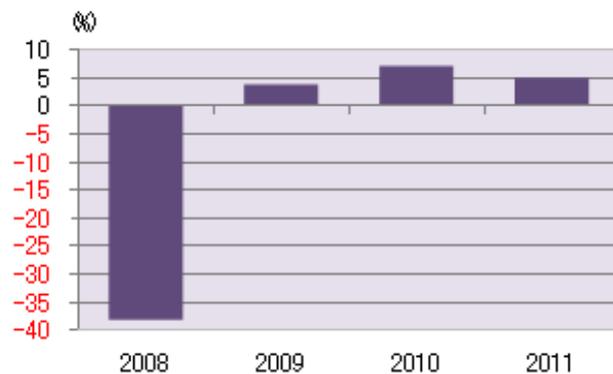
## Bコース

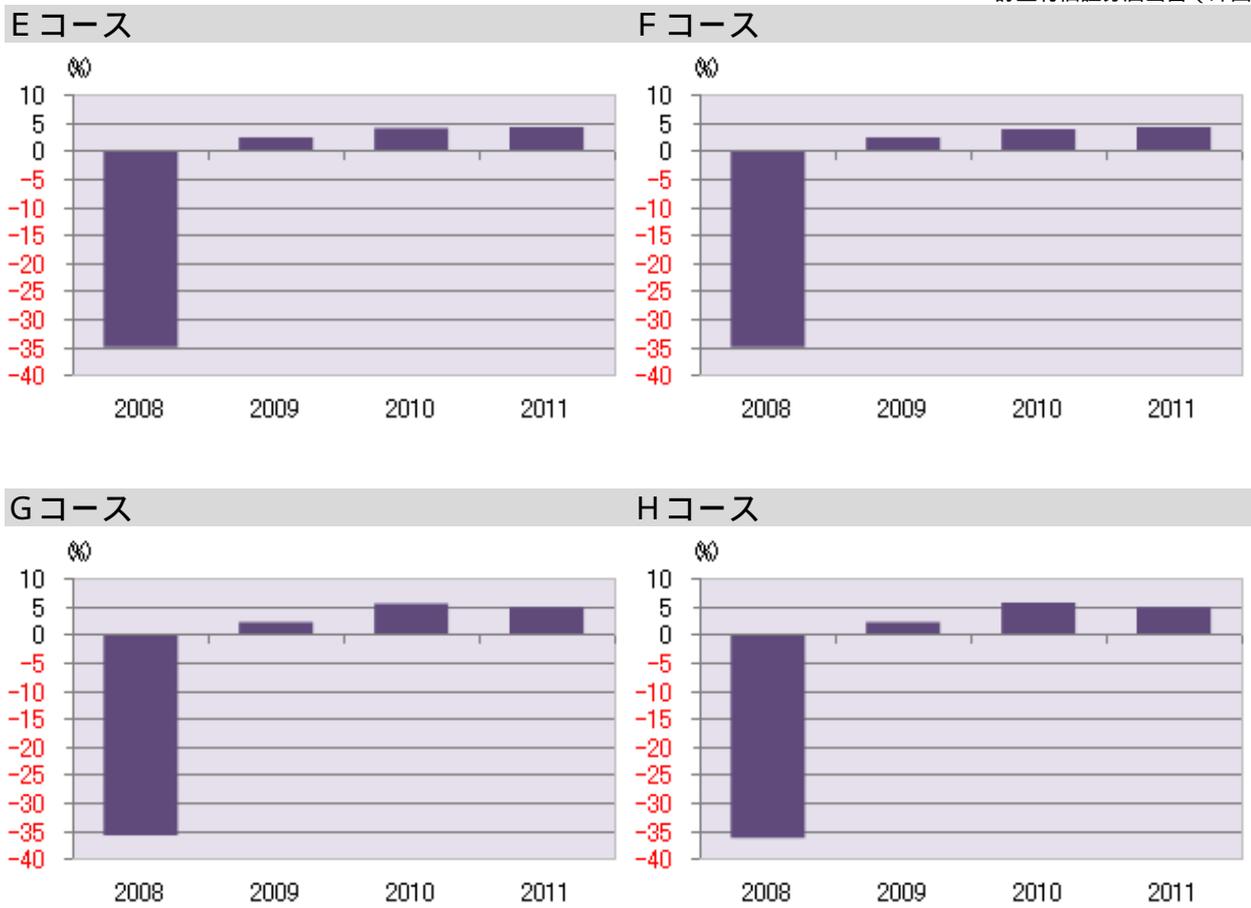


## Cコース



## Dコース





ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売取扱会社にお問い合わせください。

[次へ](#)

## 2 販売及び買戻しの実績

2011年2月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2011年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	950,160 (950,160)	3,394,555 (3,394,555)	3,952,518 (3,952,518)
Bコース証券	1,438,385 (1,438,385)	1,561,215 (1,561,215)	5,348,289 (5,348,289)
Cコース証券	4,012,225 (4,012,225)	21,097,546 (21,097,546)	32,933,871 (32,933,871)
Dコース証券	1,857,040 (1,857,040)	5,898,981 (5,898,981)	10,767,746 (10,767,746)
Eコース証券	79,850 (79,850)	128,940 (128,940)	331,381 (331,381)
Fコース証券	79,430 (79,430)	162,215 (162,215)	460,894 (460,894)
Gコース証券	230,930 (230,930)	8,145,852 (8,145,852)	13,700,825 (13,700,825)
Hコース証券	169,195 (169,195)	1,565,890 (1,565,890)	3,150,484 (3,150,484)

(注) ( )の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
3. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

## (1) 資産及び負債の状況

純資産計算書  
2011年1月10日現在  
(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 37,651,032,269円)		34,185,713,800
現金預金		2,535,297,029
先物契約未実現利益	12	179,270,000
先渡為替契約未実現利益	11	153,426,158
先物契約に係る未収証拠金		1,454,109,000
ブローカーに係る未収金		315,640,481
未収収益		55,009,500
設立費用		7,485,775
資産合計		<u>38,885,951,743</u>
負債		
先渡為替契約未実現損失	11	60,918,933
ファンド証券買戻未払金		598,935,453
未払費用	9	<u>111,915,754</u>
負債合計		<u>771,770,140</u>
純資産総額		<u><u>38,114,181,603</u></u>

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産総額
Aコース証券(米ドル)	7.10	4,489,308	31,854,113
Bコース証券(米ドル)	6.99	4,949,254	34,590,422
Cコース証券(豪ドル)	6.31	35,056,840	221,266,511
Dコース証券(豪ドル)	6.74	11,284,736	76,033,408
Eコース証券(ユーロ)	6.81	347,551	2,367,309
Fコース証券(ユーロ)	6.79	487,664	3,312,852
Gコース証券(NZドル)	6.36	14,587,411	92,843,609
Hコース証券(NZドル)	6.76	3,320,034	22,446,702

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表  
2011年1月10日に終了した期間

A コース	□
期首現在発行済受益証券数	4,643,493
発行受益証券数	500,170
買戻受益証券数	(654,355)
期末現在発行済受益証券数	4,489,308
B コース	□
期首現在発行済受益証券数	5,013,629
発行受益証券数	465,665
買戻受益証券数	(530,040)
期末現在発行済受益証券数	4,949,254
C コース	□
期首現在発行済受益証券数	43,745,623
発行受益証券数	571,120
買戻受益証券数	(9,259,903)
期末現在発行済受益証券数	35,056,840
D コース	□
期首現在発行済受益証券数	12,989,656
発行受益証券数	806,550
買戻受益証券数	(2,511,470)
期末現在発行済受益証券数	11,284,736
E コース	□
期首現在発行済受益証券数	368,651
発行受益証券数	32,750
買戻受益証券数	(53,850)
期末現在発行済受益証券数	347,551
F コース	□
期首現在発行済受益証券数	538,239
発行受益証券数	28,040
買戻受益証券数	(78,615)
期末現在発行済受益証券数	487,664
G コース	□

期首現在発行済受益証券数	17,841,353
発行受益証券数	24,320
買戻受益証券数	(3,278,262)
期末現在発行済受益証券数	14,587,411
<hr/>	
Hコース	□
期首現在発行済受益証券数	3,818,764
発行受益証券数	45,600
買戻受益証券数	(544,330)
期末現在発行済受益証券数	3,320,034
<hr/>	

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

## 財務書類に対する注記

2011年1月10日現在

## 注1 - ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグの法律に基づいて設立されルクセンブルグに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券(以下それぞれを「コース証券」という。)を発行している。すなわち、

- 米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)
- 米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)
- 豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)
- 豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)
- ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)
- ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)
- NZドル建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)
- NZドル建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドは、ルクセンブルグにおいて設定され、投資信託に関する2002年12月20日法(その後の改正を含む。)のパートの下で適格である。

ファンドの存続期間は、2014年7月10日までの予定で設定されている。

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株から構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

通常の市場環境にあつては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

## 注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。以下は重要な会計方針の要約である。

## A) 投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数ヶ所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に発生した利息を加え評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

#### B) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

#### C) 外貨換算

日本円以外の通貨建てのすべての資産および負債は、期末現在の為替レートで日本円に換算される。

外貨建ての収益および費用は、取引日の実勢為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日の適用為替レートで日本円に換算される。

2011年1月10日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円 = 0.01206豪ドル

1円 = 0.01195カナダドル

1円 = 0.00922ユーロ

1円 = 0.00776英ポンド

1円 = 0.01581NZドル

1円 = 0.01198米ドル

#### D) 有価証券および金融商品の先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため各評価日に先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現損益は、純資産計算書に資産または負債として計上される。契約が終結する時、ファンドはクロージング取引からの手取金(または費用)とファンドの約定ベースの差額に等しい実現損益を計上する。

#### E) 設立費用

ファンドの設立費用およびファンド証券の当初発行費用は、ファンドがこれを負担し、5年を超えない期間にわたって償却される。

#### F) 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートを評価される。未実現損益は、純資産計算書に資産または負債として計上される。先渡為替契約の決済の結果生じる損益は、運用および純資産変動計算書に計上される。

#### 注3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

#### 注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

#### 注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

#### 注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社および登録・名義書換・所在地事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

#### 注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

#### 注8 - 分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、毎年分配を行う予定である。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2011年1月10日に終了した期間中、ファンドはA、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し(取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して)総額802,641,201円を分配した。

## 注9 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問報酬	44,956,115
代行協会員報酬	44,923,561
管理事務代行報酬	8,087,135
保管報酬	2,697,564
管理報酬	2,697,467
現金支出費	1,795,822
専門家報酬	1,707,126
年次税	5,050,964
	<hr/>
未払費用	111,915,754
	<hr/> <hr/>

## 注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税（taxe d'abonnement）を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

## 注11 - 先渡為替契約に係る未実現(損)益

2011年1月10日現在、ファンドは、各コース証券に属する資産をヘッジするために利用した以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現(損)益 (日本円)
EUR	590,018	JPY	64,151,741	2011年1月21日	(175,795)
USD	6,590,472	JPY	551,421,512	2011年1月21日	(1,366,186)
NZD	110,273,756	JPY	6,818,457,946	2011年1月21日	148,456,468
AUD	302,496,022	JPY	25,036,264,817	2011年1月21日	4,212,352
EUR	4,987,797	JPY	555,474,056	2011年1月21日	(14,645,414)
USD	58,521,264	JPY	4,924,107,925	2011年1月21日	(39,794,296)
JPY	69,532,037	AUD	835,442	2011年1月21日	374,508
JPY	67,864,843	AUD	817,394	2011年1月21日	201,304
JPY	13,641,264	USD	162,458	2011年1月21日	82,138
JPY	19,114,443	AUD	230,225	2011年1月21日	56,469
JPY	2,799,831	USD	33,274	2011年1月21日	22,627
JPY	22,562,139	AUD	272,440	2011年1月21日	9,637
JPY	69,368,845	AUD	837,910	2011年1月21日	7,017
JPY	8,377,716	NZD	132,546	2011年1月21日	3,638
JPY	14,946,948	AUD	180,593	2011年1月21日	(2,514)
JPY	42,336,350	AUD	511,587	2011年1月21日	(12,598)
JPY	16,400,986	AUD	198,345	2011年1月21日	(17,975)
JPY	51,315,165	AUD	620,307	2011年1月21日	(33,575)
JPY	2,233,116	NZD	36,115	2011年1月21日	(48,621)
JPY	8,550,754	NZD	136,666	2011年1月21日	(83,634)
JPY	166,217,108	AUD	2,009,469	2011年1月21日	(125,844)
JPY	163,691,672	AUD	1,979,776	2011年1月21日	(193,276)
JPY	13,664,621	NZD	220,906	2011年1月21日	(291,918)
JPY	369,150,552	AUD	4,507,613	2011年1月21日	(3,987,549)
USD	182,738	JPY	15,281,935	2011年1月21日	(30,151)
EUR	11,937	JPY	1,329,448	2011年1月21日	(35,052)
USD	353,249	JPY	29,557,483	2011年1月21日	(74,535)
					92,507,225

## 通貨

AUD : 豪ドル  
 EUR : ユーロ  
 JPY : 日本円  
 NZD : NZドル  
 USD : 米ドル

## 注12 - 未決済先物契約

2011年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (日本円)	未実現損益 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>					
日本円	350	先物 東証株価指数・インデックス	2011年3月	3,246,250,000	179,270,000

## 注13 - 半期におけるファンドの税引後損益

ファンドは、2011年1月10日に終了した期間において、4,451,484,519円の税引後利益を得た。

注記8に記載のとおり、ファンドは受益者に対し802,641,201円を分配した。

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

## 投資株式明細表

## 投資有価証券明細表

2011年1月10日現在

(日本円で表示)

数量 / 額面価額	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
7,500	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,145,453,828	1,068,750,000	2.79
250,000	キヤノン	1,359,330,710	1,053,750,000	2.75
350,000	三井住友フィナンシャルグループ	1,589,674,474	1,018,500,000	2.67
2,150,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,049,860,818	954,600,000	2.50
33,000	任天堂	1,441,848,365	779,460,000	2.05
150,000	信越化学工業	745,327,635	711,000,000	1.87
350,000	東京電力	876,705,091	693,350,000	1.82
220,000	アステラス製薬	816,937,417	689,700,000	1.81
325,000	H O Y A	679,135,948	669,825,000	1.76
160,000	ローソン	741,157,431	641,600,000	1.68
1,400,000	横浜銀行	744,505,348	600,600,000	1.58
150,000	武田薬品工業	749,017,044	598,500,000	1.57
250,000	セブン&アイ・ホールディングス	630,592,215	542,500,000	1.42
230,000	三菱商事	585,669,461	540,270,000	1.42
160,000	本田技研工業	584,853,748	520,800,000	1.37
150,000	トヨタ自動車	763,214,038	518,250,000	1.36
170,000	エーザイ	582,235,631	502,010,000	1.32
350,000	三井物産	433,049,263	495,950,000	1.30
400,000	リコー	546,498,052	478,400,000	1.26
500,000	東燃ゼネラル石油	471,812,540	461,000,000	1.21
1,000,000	日立製作所	340,717,385	456,000,000	1.20
85,000	東日本旅客鉄道	461,626,556	454,750,000	1.19
1,000,000	大和証券グループ本社	478,340,216	444,000,000	1.16
200,000	花王	411,058,685	438,600,000	1.15
700,000	N K S Jホールディングス	448,554,314	423,500,000	1.11
110,000	日本電信電話	483,017,280	409,200,000	1.07
2,500,000	みずほフィナンシャルグループ	631,570,536	407,500,000	1.07
350,000	キリンホールディングス	452,984,797	404,250,000	1.06
1,300	日本たばこ産業	352,802,535	401,050,000	1.05
65,000	村田製作所	286,783,437	399,750,000	1.05
140,000	トレンドマイクロ	404,850,198	388,920,000	1.02
70,000	ローム	423,272,487	388,500,000	1.02
130,000	ジェイ エフ イー ホールディングス	392,974,781	368,550,000	0.97
420,000	伊藤忠商事	250,341,191	364,980,000	0.96
200,000	東北電力	456,451,917	364,200,000	0.96
300,000	住友商事	399,932,709	363,900,000	0.95
300,000	イオンクレジットサービス	341,459,678	362,700,000	0.95
1,800,000	住友金属工業	464,857,199	356,400,000	0.94
170,000	M S & A Dインシュアランス グループ ホールディングス	440,278,689	349,860,000	0.92
400,000	昭和シェル石油	280,514,664	304,800,000	0.80
120,000	東京海上ホールディングス	312,898,548	300,600,000	0.79
380,000	凸版印刷	303,760,176	291,080,000	0.76
250,000	大日本印刷	302,013,477	284,500,000	0.75
80,000	マキタ	212,441,611	276,800,000	0.73
750,000	日本通運	262,001,711	267,750,000	0.70
130,000	山武	263,341,920	262,340,000	0.69
140,000	第一三共	321,258,525	250,600,000	0.66
200,000	ヤマトホールディングス	253,316,287	237,200,000	0.62

130,000 資生堂

241,789,638

231,920,000

0.61

数量 / 額面価額	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
800,000	日本電気	185,598,370	204,800,000	0.54
350,000	カネカ	224,689,216	203,000,000	0.53
400,000	住友ベークライト	175,338,965	200,800,000	0.53
35,000	大東建託	150,254,821	195,650,000	0.51
110,000	日立化成工業	161,109,457	195,140,000	0.51
160,000	クラレ	175,505,624	193,920,000	0.51
6,000	スカパーJ S A Tホールディングス	216,710,167	193,800,000	0.51
45,000	マブチモーター	205,799,093	192,825,000	0.51
60,000	伊藤忠テクノソリューションズ	173,014,405	188,400,000	0.49
500,000	日本郵船	168,324,156	187,000,000	0.49
600	西日本旅客鉄道	175,654,531	186,000,000	0.49
100,000	九州電力	225,960,297	183,300,000	0.48
100,000	東洋水産	183,682,499	182,100,000	0.48
800,000	鹿島建設	234,596,452	180,000,000	0.47
900,000	大成建設	174,358,021	180,000,000	0.47
340,000	千葉銀行	174,551,229	179,860,000	0.47
80,000	ニフコ	163,666,403	179,760,000	0.47
200,000	バンダイナムコホールディングス	196,563,204	178,000,000	0.47
50,000	良品計画	215,090,538	177,500,000	0.47
450,000	王子製紙	200,737,898	177,300,000	0.47
350,000	D C Mホールディングス	201,269,168	175,350,000	0.46
200,000	味の素	157,694,334	175,200,000	0.46
300,000	J Xホールディングス	188,606,246	173,400,000	0.45
45,000	セコム	177,224,421	173,025,000	0.45
220,000	日立工機	191,892,395	171,820,000	0.45
80,000	日本製紙グループ本社	178,170,471	171,360,000	0.45
600	エヌ・ティ・ティ・データ	161,540,891	170,040,000	0.45
30,000	大塚商会	146,100,560	168,900,000	0.44
200,000	積水ハウス	162,320,142	168,200,000	0.44
80,000	もしもしホットライン	159,496,850	168,160,000	0.44
300,000	旭化成	132,291,128	163,200,000	0.43
200,000	クボタ	132,312,056	162,200,000	0.43
55,000	日清食品ホールディングス	171,489,926	161,260,000	0.42
40,000	日本オラクル	156,068,420	161,200,000	0.42
35,000	ホギメディカル	169,707,404	141,050,000	0.37
50,000	ビジョン	159,553,433	135,400,000	0.36
170,000	パルコ	139,322,817	126,990,000	0.33
100,000	ドトール・日レスホールディングス	131,359,595	110,700,000	0.29
300,000	常陽銀行	106,447,347	108,900,000	0.29
50,000	T & Dホールディングス	96,347,779	108,050,000	0.28
60,000	コナミ	90,945,593	106,860,000	0.28
250,000	東洋インキ製造	81,835,276	104,500,000	0.27
125,000	アマノ	103,583,967	101,875,000	0.27
200,000	住友信託銀行	119,439,386	101,800,000	0.27
670	ティーガイア	96,096,315	96,748,000	0.25
60,000	野村不動産ホールディングス	90,516,665	95,340,000	0.25
250,000	ニチレイ	87,548,061	94,250,000	0.25
70,000	日立キャピタル	91,653,628	93,310,000	0.24
150,000	ダイフク	83,245,264	92,700,000	0.24
100,000	A D E K A	82,078,687	92,000,000	0.24

数量 / 額面価額	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
20,000	SANKYO	93,594,727	91,600,000	0.24
200,000	NTN	65,598,986	91,200,000	0.24
25,000	ポイント	136,527,633	90,375,000	0.24
60,000	コカ・コーラウエスト	92,725,035	90,360,000	0.24
950	ゲオ	88,603,236	90,060,000	0.24
125,000	オンワードホールディングス	115,588,107	89,625,000	0.24
150,000	エイチ・ツー・オー リテイリング	80,553,067	89,400,000	0.23
90,000	マックス	94,174,151	89,280,000	0.23
90,000	科研製薬	79,628,935	89,010,000	0.23
35,000	武蔵野銀行	89,187,730	88,130,000	0.23
130,000	日本毛織	84,717,340	88,010,000	0.23
30,000	参天製薬	83,537,268	87,060,000	0.23
45,000	サンゲツ	88,292,175	86,715,000	0.23
60,000	クレディセゾン	62,822,930	86,040,000	0.23
45,000	ホクト	81,941,998	85,950,000	0.23
250,000	三井倉庫	91,554,577	85,750,000	0.22
100,000	協和発酵キリン	93,289,742	85,200,000	0.22
25,000	オートバックスセブン	84,091,992	83,375,000	0.22
40,000	関西電力	95,149,238	80,520,000	0.21
150,000	ラウンドワン	89,342,186	78,900,000	0.21
30,000	電源開発	82,174,723	76,650,000	0.20
20,000	ベネッセホールディングス	81,050,249	75,900,000	0.20
60,000	プレナス	88,655,955	74,820,000	0.20
35,000	オイレス工業	46,615,668	55,790,000	0.15
24,100	マンダム	62,135,769	52,730,800	0.14
40,000	アークス	54,550,988	51,320,000	0.13
120,000	美津濃	53,965,912	49,800,000	0.13
50,000	小森コーポレーション	50,174,524	49,650,000	0.13
50,000	トッパン・フォームズ	48,320,472	41,950,000	0.11
15,000	太陽ホールディングス	34,422,520	40,410,000	0.11
150,000	J-オイルミルズ	48,846,358	37,950,000	0.10
30,000	平和	33,023,833	35,910,000	0.09
40,000	日本化薬	17,128,030	35,400,000	0.09
35,000	アイカ工業	33,168,413	34,475,000	0.09
40,000	パーク24	34,835,352	34,280,000	0.09
5,000	ユー・エス・エス	28,924,914	33,200,000	0.09
20,000	セガサミーホールディングス	22,663,761	32,960,000	0.09
		37,651,032,269	34,185,713,800	89.69
	日本合計	37,651,032,269	34,185,713,800	89.69
	公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券、合計	37,651,032,269	34,185,713,800	89.69
	投資合計	37,651,032,269	34,185,713,800	89.69

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2011年1月10日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
日本	
金融	21.62
情報技術	16.94
各種産業	11.47
一般消費財・サービス	10.10
素材	8.32
ヘルスケア	7.15
電気通信サービス	4.11
公益事業	3.67
生活必需品	3.36
エネルギー	2.95
	<hr/>
	89.69
	<hr/>
投資合計	89.69
	<hr/>
	<hr/>

株式以外の投資有価証券明細表

該当事項はありません。

投資不動産明細表

該当事項はありません。

その他投資資産明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

資本金の額 375,000ユーロ(約4,205万円)  
(2011年2月末日現在)

発行済株式総数 15株(1株25,000ユーロ(約280万円))

## (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(その発行済株式のすべてをノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーが保有。)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に「メモリアル」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、2008年5月21日に最終修正されています。定款の統合版は、ルクセンブルグの郡裁判所の書記課(同課にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B 37 359号として登録しています。

管理会社の目的は、(投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法(以下「2010年12月17日法」といいます。)第125条に規定する)ファンドおよびその他の投資信託の運用です。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2010年12月17日法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社を投資顧問会社として任命しています。管理会社は、ファンド資産の保管業務、ファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務をノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに委託しています。

管理会社は、2011年1月末日現在以下の118本の投資信託の管理・運用を行っています。すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。管理投資信託財産額の概算は約1.6兆円です。

(2011年1月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	4,337,677,008.60米ドル
		2	585,031,447.06ユーロ
		1	3,255,663,192.34豪ドル
		1	101,601,286.90カナダドル
		1	1,000,107,497.39ニュージーランドドル
		1	99,721,053.73英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	2,336,738,665.39米ドル
		8	116,296,221.15ユーロ
		3	25,089,050.41英ポンド
		5	584,969,577.89ニュージーランドドル
		12	118,093,892,422.05円
		4	48,609,861.61カナダドル
		8	1,419,299,655.93豪ドル
ケイマン諸島	その他	25	132,658,152,216円
		6	1,413,090,329.55豪ドル
		17	921,365,895.78米ドル
		1	35,860,932.92ユーロ
		3	584,772,683.28ニュージーランドドル
		1	225,314,493.98南アフリカ・ランド

(注) 外貨の円貨換算は、2011年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=82.13円、1豪ドル=81.28円、1ユーロ=111.61円、1英ポンド=130.09円、1NZドル=63.26円、1カナダドル=81.92円、1南アフリカ・ランド=11.47円)によります。

## (3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

## 5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2011年2月28日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=112.14円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## 独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
の株主各位

我々は、2009年5月12日開催の株主総会における任命を受けて、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2010年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

### 監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査法人は検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

### 意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2010年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
監査法人

ケリー・ニコル

2010年4月19日、ルクセンブルグ

## Independent Auditor's Report

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.

Following an appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 12, 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

### *Board of Directors' responsibility for the annual accounts*

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

### *Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"*

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2010, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG  
Société Anonyme  
Réviseur d'Entreprises

Kerry Nichol

Luxembourg, April 19, 2010

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

## 独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
の株主各位

我々は、2007年5月8日開催の株主総会における任命を受けて、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

### 監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査法人は検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

### 意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
監査法人

ベルナール・レースト

2009年4月17日、ルクセンブルグ

## Independent Auditor's Report

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.

Following an appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 8, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

### *Board of Directors' responsibility for the annual accounts*

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

### *Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"*

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young  
Soci t  Anonyme  
R viseur d'Entreprises

Luxembourg, April 17, 2009

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

## (1) 資産及び負債の状況

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2010年3月31日現在

(ユーロで表示)

	2010年3月31日終了年度		2009年3月31日終了年度	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>				
固定資産				
金融資産(注3)	1,120,404	125,642	831,196	93,210
流動資産				
1年以内期限到来債権	208,155	23,343	184,678	20,710
現金預金	1,739,069	195,019	13,298,014	1,491,239
未収納税引当金(注6)	44,094	4,945	247,094	27,709
未収収益			248	28
	<u>3,111,722</u>	<u>348,949</u>	<u>14,561,230</u>	<u>1,632,896</u>
<b>負債</b>				
資本金および準備金				
資本金(注4)	375,000	42,053	375,000	42,053
法定準備金(注5)	37,500	4,205	37,500	4,205
その他準備金(注5)	1,363,000	152,847	1,363,000	152,847
繰越利益(注5)			11,549,603	1,295,172
当期利益	1,312,158	147,145	1,215,754	136,335
	<u>3,087,658</u>	<u>346,250</u>	<u>14,540,857</u>	<u>1,630,612</u>
債務引当金				
納税引当金(注6)				
未払金				
為替先渡契約未実現純損失(注11)	3,364	377	1,398	157
未払費用(注7)	20,700	2,321	18,975	2,128
	<u>3,111,722</u>	<u>348,949</u>	<u>14,561,230</u>	<u>1,632,896</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2010年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	2010年3月31日終了年度		2009年3月31日終了年度	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>費用</b>				
その他営業費用	52,200	5,854	65,111	7,302
金融資産の評価調整/(繰戻)(注3)	(221,501)	(24,839)	79,321	8,895
純為替差損(注8)	18,253	2,047	107,892	12,099
金融資産売却実現損失	41,984	4,708	5,597	628
所得税(注6)	209,065	23,445	334,897	37,555
当期利益	1,312,158	147,145	1,215,754	136,335
費用合計	1,412,159	158,360	1,808,572	202,813
<b>収益</b>				
純売上高(注1)	1,362,473	152,788	1,386,234	155,452
その他利息および類似収益	19,383	2,174	362,655	40,668
金融資産からの収益(注9)	30,303	3,398	59,684	6,693
収益合計	1,412,159	158,360	1,808,572	202,813

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
財務書類に対する注記  
2010年3月31日に終了した年度

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“ Société Anonyme ”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラント1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

## 注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ(EUR)により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

金融資産は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で金融資産は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払金

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日に於いて特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場  
で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ  
取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

### 注3 - 金融資産

2010年3月31日に終了した事業年度中、金融資産は、投資信託の受益証券への投資および関連会社株式の引受により構成さ  
れていた。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)	関連会社株式の 引受 (ユーロ)
取得価額		
期首現在	1,267,403	
期中取得額	178,016	11,440,500
期中処分額	(110,309)	(11,440,500)
期末現在	1,335,110	
評価調整		
期首現在	(436,207)	
期中評価調整	221,501	
期末現在	(214,706)	
期末純評価額	1,120,404	
期末市場価格	1,190,212	

#### 投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

#### 関連会社株式の引受

2010年3月26日、当社は、ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーより、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパ  
ニーの1株当たり額面10ユーロの株式50,000株(株式資本の100%を表章する。)を、11,440,500ユーロにて取得した。2010年  
3月29日、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーは、当社に対して10,940,500ユーロの配当金を宣言し、支払った。  
当社は、配当金について取得原価からの控除分として認識した。2010年3月30日、当社は、保有するグローバル・ファンズ・  
トラスト・カンパニーの株式をノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーへ売り戻した。

### 注4 - 資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式  
を取得していない。

### 注5 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2009年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603
前期の利益			1,215,754
利益処分			(12,765,357)
2010年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	

2010年3月26日、当社は、唯一の株主であるノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに対して配当金12,765,357ユー  
ロを支払った。

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法(その後の改正を含む。)第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2010年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,363,000ユーロであり、これは、2000年から2008年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2008年には、2000年および2001年の資産税準備金のうち合計89,000ユーロが取り崩された。年次株主総会で承認された後、305,000ユーロが2008年の資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金として割り当てられた。

## 注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額(当社が税務当局に対して支払った前払金控除後)に相当する。納税額に対して前払金の額が上回る場合、差額は貸借対照表に「未収納税引当金」として計上される。

## 注7 - 未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに為替先渡契約未実現損失から構成されている。

## 注8 - 純為替差益(損)

	2010年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現損失	(16,287)	(102,520)
派生商品および為替契約に係る未実現損失の増減	(1,966)	(5,372)
	<u>(18,253)</u>	<u>(107,892)</u>

## 注9 - 金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2010年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	30,303	59,684
	<u>30,303</u>	<u>59,684</u>

## 注10 - スタッフ

当社には、2010年および2009年の事業年度中に従業員はいなかった。

## 注11 - 為替先渡契約

貸借対照表日現在、ヘッジ目的のために保有される未決済為替先渡契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日-月-年)	未実現利益 (ユーロ)
ユーロ	124,105	日本円	15,464,391	30-06-10	499
ユーロ	707,443	米ドル	953,304	30-06-10	<u>(3,863)</u>

---

(3,364)

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2010年3月31日に終了した事業年度に19,383ユーロの利息が生じた(2009年:362,655ユーロ)。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Balance Sheet at March 31, 2010  
(expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31,</i> <i>2010</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31,</i> <i>2009</i>
<b>ASSETS</b>		
<b>FIXED ASSETS</b>		
Financial assets (note 3)	1,120,404	831,196
<b>CURRENT ASSETS</b>		
Trade debtors becoming due and payable within one year	208,155	184,678
Cash at banks	1,739,069	13,298,014
Receivable provision for taxation (note 6)	44,094	247,094
<b>ACCRUED INCOME</b>	--	248
	<u>3,111,722</u>	<u>14,561,230</u>
<b>LIABILITIES</b>		
<b>CAPITAL AND RESERVES</b>		
Subscribed Capital (note 4)	375,000	375,000
Legal Reserve (note 5)	37,500	37,500
Other Reserves (note 5)	1,363,000	1,363,000
Profit brought forward (note 5)	--	11,549,603
Profit for the financial year	1,312,158	1,215,754
	<u>3,087,658</u>	<u>14,540,857</u>
<b>PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES</b>		
Provision for taxation (note 6)	--	--
<b>ACCRUALS</b>		
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (note 11)	3,364	1,398
Accrued expenses (note 7)	20,700	18,975
	<u>3,111,722</u>	<u>14,561,230</u>

*The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.*

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Profit and Loss Account  
for the year ended March 31, 2010  
(expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2010</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2009</i>
CHARGES		
Other operating charges	52,200	65,111
Value adjustment/(reversal) in respect of financial assets (note 3)	(221,501)	79,321
Net exchange loss (note 8)	18,253	107,892
Realised loss on sales of financial assets	41,984	5,597
Income taxes (note 6)	209,065	334,897
Profit for the financial year	1,312,158	1,215,754
Total charges	<u>1,412,159</u>	<u>1,808,572</u>
INCOME		
Net turnover (note 1)	1,362,473	1,386,234
Other interest and similar income	19,383	362,655
Income from financial assets (note 9)	30,303	59,684
Total income	<u>1,412,159</u>	<u>1,808,572</u>

*The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.*

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2010

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as "Net turnover".

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Based on the criteria defined by Luxembourg law, the Company is exempted from the obligation to draw-up consolidated accounts and a consolidated management report.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Financial assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, financial assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of financial assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Accruals

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

## Note 3 - Financial Assets

During the year ended March 31, 2010, financial assets consisted of investments in units/shares of investment funds and shares in affiliated undertaking. Movements in financial assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds EUR</i>	<i>Shares in affiliated undertaking EUR</i>
Acquisition cost		
at the beginning of the year	1,267,403	--

acquisitions during the year	178,016	11,440,500
disposals during the year	(110,309)	(11,440,500)
at the end of the year	1,335,110	--
Value adjustments		
at the beginning of the year	(436,207)	--
value adjustments for the year	221,501	--
at the end of the year	(214,706)	--
Net value at the end of the year	1,120,404	--
Market value at the end of the year	1,190,212	--

#### *Investment in units/shares of investment funds*

The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

#### *Shares in affiliated undertaking*

On March 26, 2010, the Company acquired from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. 50,000 shares of a nominal amount of EUR 10 each (representing 100% of the share capital) in Global Funds Trust Company for a value of EUR 11,440,500.

On March 29, 2010, Global Funds Trust Company declared and paid a dividend to the Company amounting to EUR 10,940,500, which was recognised by the Company as a reduction to cost. On March 30, 2010, the Company sold its shareholding in Global Funds Trust Company back to Nomura Bank (Luxembourg) S.A.

#### Note 4 – Subscribed Capital

The issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

#### Note 5 – Reserves and Profit Brought Forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserve	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2009	37,500	1,363,000	11,549,603
Previous year 's profit	--	--	1,215,754
Appropriation of profit	--	--	(12,765,357)
Balance as at March 31, 2010	37,500	1,363,000	--

On March 26, 2010, the Company distributed a dividend of EUR 12,765,357 to its sole shareholder, Nomura Bank (Luxembourg) S.A.

#### Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to

legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

#### Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with para 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2010, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,363,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2000 to 2008.

In 2008, the 2000 and 2001 net worth tax reserve was released by an aggregate amount of EUR 89,000. Following its approval by the Annual General Meeting of the Shareholders, an amount of EUR 305,000 was allocated to restricted reserves corresponding to five times the amount of the 2008 net worth tax.

#### Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities. In case of excess of advances compared to the tax liabilities, the net amount is recorded in the balance sheet as "Receivable provision for taxation".

#### Note 7 - Accruals

The accruals mainly consist of audit and domiciliation fees payable and unrealized losses on forward foreign exchange contracts.

#### Note 8 – Net Exchange Gain (Losses)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31,</i> <i>2010</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31,</i> <i>2009</i>
Realised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	(16,287)	(102,520)
Change in unrealised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	(1,966)	(5,372)
	<u>(18,253)</u>	<u>(107,892)</u>

#### Note 9 – Income from Financial Assets

Income from financial assets comprises:

<i>Year Ended</i>	<i>Year Ended</i>
<i>March 31,</i>	<i>March 31,</i>
<i>2010</i>	<i>2009</i>

Dividend received	30,303	59,684
	<u>30,303</u>	<u>59,684</u>

#### Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the financial years 2010 and 2009.

#### Note 11 – Forward Foreign Exchange Contracts

As at the balance sheet date, the outstanding forward foreign exchange contracts held for hedging purposes are as follows:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealized Gain in EUR
EUR	124,105	JPY	15,464,391	30-Jun-10	499
EUR	707,443	USD	953,304	30-Jun-10	(3,863)
					<u>(3,364)</u>

#### Note 12 – Related Parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded interest of EUR 19,383 for the year ended March 31, 2010 (2009: EUR 362,655). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2011年2月28日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 112.14円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2010年9月30日現在

(ユーロで表示)

	2010年9月30日		2009年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>				
固定資産				
金融資産(注3)	882,221	98,932	961,529	107,826
流動資産				
1年以内期限到来債権	202,601	22,720	210,472	23,602
現金預金	2,624,708	294,335	13,959,317	1,565,398
納税引当金(注6)			17,014	1,908
売却未収金	6,065	680		
為替先渡契約未実現純利益(注11)	6,959	780		
未収収益			12	1
	<u>3,722,554</u>	<u>417,447</u>	<u>15,148,344</u>	<u>1,698,735</u>
<b>負債</b>				
資本金および準備金				
資本金(注4)	375,000	42,053	375,000	42,053
法定準備金(注5)	37,500	4,205	37,500	4,205
その他準備金(注5)	1,363,000	152,847	1,363,000	152,847
繰越利益(注5)	1,312,158	147,145	12,765,357	1,431,507
当期利益	495,681	55,586	598,287	67,092
	<u>3,583,339</u>	<u>401,836</u>	<u>15,139,144</u>	<u>1,697,704</u>
債務引当金				
納税引当金(注6)	139,215	15,612		
未払金				
未払費用(注7)			9,200	1,032
	<u>3,722,554</u>	<u>417,447</u>	<u>15,148,344</u>	<u>1,698,735</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2010年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	2010年9月30日に 終了した期間		2009年9月30日に 終了した期間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>費用</b>				
その他営業費用	34,515	3,871	29,503	3,308
金融資産の評価調整/(繰戻)(注3)	(104,307)	(11,697)	(92,497)	(10,373)
純為替差益/(損)(注8)	45,035	5,050	(45,514)	(5,104)
金融資産売却実現損失	72,651	8,147	2,960	332
所得税(注6)	183,769	20,608	234,144	26,257
当期利益	495,681	55,586	598,287	67,092
費用合計	727,344	81,564	726,883	81,513
<b>収益</b>				
純売上高(注1)	702,883	78,821	694,055	77,831
その他利息および類似収益	128	14	16,225	1,819
金融資産からの収益(注9)	24,333	2,729	16,603	1,862
収益合計	727,344	81,564	726,883	81,513

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
中間財務書類に対する注記  
2010年9月30日に終了した期間

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラント1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

## 注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ(EUR)により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

金融資産は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で金融資産は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払金

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

### 注3 - 金融資産

2010年9月30日に終了した期間中、金融資産は、投資信託の受益証券への投資および関連会社株式の引受により構成されていた。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	1,335,110
期中取得額	77,566
期中処分額	(420,056)
期末現在	992,620
評価調整	
期首現在	(214,706)
期中評価調整	104,307
期末現在	(110,399)
期末純評価額	882,221
期末市場価格	936,821

#### 投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

### 注4 - 資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

### 注5 - 準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	資産税積立金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2010年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	
期末後再配分			
前期の利益			1,312,158
2010年9月30日現在残高	37,500	1,363,000	1,312,158

#### 法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

#### その他準備金 / 資産税積立金

2002年以降、1934年10月16日法(その後の改正を含む。)第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税

金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2010年9月30日現在、配当不可能準備金は合計1,363,000ユーロである。

#### 注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。納税額に対して前払金の額が上回る場合、差額は貸借対照表に「未収納税引当金」として計上される。

#### 注7 - 未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに為替先渡契約未実現損失から構成されている。

#### 注8 - 純為替差益(損)

	2010年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2009年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現利益 / (損失)	(55,359)	44,180
派生商品および為替契約に係る未実現利益の増減	10,324	1,334
純為替差(損) / 益	(45,035)	45,514

#### 注9 - 金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2010年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2009年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
受取配当金	24,333	16,603
	24,333	16,603

#### 注10 - スタッフ

当社には、2010年9月30日に終了した期間中に従業員はいなかった。

## 注11 - 為替先渡契約

貸借対照表日現在、ヘッジ目的のために保有される未決済為替先渡契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日-月-年)	未実現利益 (ユーロ)
ユーロ	607,776	米ドル	817,326	30-12-10	6,529
ユーロ	137,369	日本円	15,530,470	30-12-10	430
					<b>6,959</b>

## 注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2010年9月30日に終了した期間中128ユーロの利息が生じた(2009年: 16,225ユーロ)。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

## ( 2 ) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 ( 1 ) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

## (2) その他の訂正

訂正箇所を下線で示します。

## 第一部 証券情報

## (3) 発行(売出)価額の総額

## &lt;訂正前&gt;

Aコース証券100億米ドル(約8,089億円)、Bコース証券100億米ドル(約8,089億円)、Cコース証券100億豪ドル(約7,903億円)、Dコース証券100億豪ドル(約7,903億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆1,261億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆1,261億円)、Gコース証券100億NZドル(約6,097億円)およびHコース証券100億NZドル(約6,097億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2010年10月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=80.89円、1豪ドル=79.03円、1ユーロ=112.61円、1NZドル=60.97円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

Aコース証券100億米ドル(約8,171億円)、Bコース証券100億米ドル(約8,171億円)、Cコース証券100億豪ドル(約8,289億円)、Dコース証券100億豪ドル(約8,289億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆1,214億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆1,214億円)、Gコース証券100億NZドル(約6,148億円)およびHコース証券100億NZドル(約6,148億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2011年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=81.71円、1豪ドル=82.89円、1ユーロ=112.14円、1NZドル=61.48円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

## 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み  
管理会社の概要

## &lt;訂正前&gt;

(前略)

設立準拠法	ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法(その後の改正を含みます。)(以下「1915年法」といいます。)に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。 1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。 管理会社は、投資信託に関する2002年12月20日法(その後の改正を含みます。)(以下「2002年12月20日法」または「ルクセンブルグ投信法」といいます。)のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。
-------	---

事業の内容	管理会社の目的は、(2002年12月20日法第91条に規定する)投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2002年12月20日法の第14章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。
資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ(約4,223万円)で、2010年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約282万円)で記名式株式15株を発行済です。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

設立準拠法	ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法(その後の改正を含みます。)(以下「1915年法」といいます。)に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。 1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。 管理会社は、投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年12月17日法」または「ルクセンブルグ投信法」といいます。)のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。
事業の内容	管理会社の目的は、(2010年12月17日法第125条に規定する)投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2010年12月17日法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。
資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ(約4,205万円)で、2011年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約280万円)で記名式株式15株を発行済です。

(後略)

## (4) ファンドに係る法制度の概要

&lt;訂正前&gt;

## 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの法律です。

ファンドは2002年12月20日法のパート、勅令および Commission for the Supervision of the Financial Sector (以下「金融監督委員会」といいます。)の通達等の規則に従っています。

## 準拠法の内容

ファンドは、ルクセンブルグの法律および2002年12月20日法のパートの規定に基づき、管理会社、保管受託銀行および受益者との間の契約関係を定める約款によって設定された、共同保有者(すなわち受益者)の利益のために管理される譲渡性のある証券およびファンドのその他の資産の法人の共同保有者であるオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は投資家の請求に応じて、毎評価日に、受益者の要求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が販売し、また買い戻すという仕組みになっています(該当する販売および/または買い戻し手数料があれば課されます。)

&lt;訂正後&gt;

## 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの法律です。

ファンドは2010年12月17日法のパート、大公規則および Commission for the Supervision of the Financial

Sector(以下「金融監督委員会」といいます。)の通達等の規則に従っています。

#### 準拠法の内容

ファンドは、ルクセンブルグの法律および2010年12月17日法のパートの規定に基づき、管理会社、保管受託銀行および受益者との間の契約関係を定める約款によって設定された、共同保有者(すなわち受益者)の利益のために管理される譲渡性のある証券およびファンドのその他の資産の非法人の共同保有者であるオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は投資家の請求に応じて、毎評価日に、受益者の要求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が販売し、また買い戻すという仕組みになっています(該当する販売および/または買戻し手数料があれば課されます。)

#### (6) 監督官庁の概要

<訂正前>

(前略)

#### 登録の届出の受理

(中略)

(b) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)で、欧州連合加盟国(以下「EU加盟国」といいます。)で設立され、かつ1985年12月20日付理事会通達85/611/EECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としません。かかるUCITSは、金融監督委員会に情報を提出し、所定の書類を提出し、ルクセンブルグにおける支払代理人としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつ金融監督委員会が、かかる情報および書類の提出から2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができます。

ファンドは、2002年12月20日法のパートの投資信託として設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。

(中略)

#### 目論見書等の審査および「査証」の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、書類が適用ある法律、勅令および金融監督委員会の通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に「査証」を付してそれを証明します。

#### ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資家および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立監査人の監査を受けなければなりません。監査人は、特に、投資信託の年次報告書に含まれる会計情報の監査または投資信託に係るその他の法律業務を行う際に知ることとなった事実または判断が下記のいずれかに該当する可能性がある場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。

- 2002年12月20日法またはかかる法の施行のために採択された規則の重大な違反となる場合
- 投資信託の継続的な運営に影響する場合
- 計算書またはその注記の認証の拒否につながる場合

<訂正後>

(前略)

#### 登録の届出の受理

(中略)

(b) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)で、欧州連合加盟国(適用ある範囲において、欧州経済地域加盟国を含みます。)(以下「加盟国」といいます。)で設立され、かつ1985年12月20日

付理事会通達85/611/E E Cまたは適用ある場合、理事会通達2009/65/E Cの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としません。かかるUCITSは、金融監督委員会に情報を提出し、所定の書類を提出し、ルクセンブルグにおける支払代理人としてルクセンブルグの銀行を任命した場合、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができます。

ファンドは、2010年12月17日法のパート の投資信託として設定されており、加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。

(中略)

目論見書等の審査および「査証」の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、書類が適用ある法律、大公規則および金融監督委員会の通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に「査証」を付してそれを証明します。

ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資家および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立監査人の監査を受けなければなりません。監査人は、特に、投資信託の年次報告書に含まれる会計情報の監査または投資信託に係るその他の法律業務を行う際に知ることとなった事実または判断が下記のいずれかに該当する可能性がある場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。

- 2010年12月17日法またはかかる法の施行のために採択された規則の重大な違反となる場合
- 投資信託の継続的な運営または事業活動に影響する場合
- 計算書またはその注記の認証の拒否につながる場合

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

ファンドは、一時的な防衛的手段として、またはファンドの受益証券の買戻しへの対応もしくは為替損補填のために、2002年12月20日法が定める制限の範囲内で、現金や銀行預金を保有し、短期国債、CD、CPなどのような質の高い短期金融商品に投資することができます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドは、一時的な防衛的手段として、またはファンドの受益証券の買戻しへの対応もしくは為替損補填のために、2010年12月17日法が定める制限の範囲内で、現金や銀行預金を保有し、短期国債、CD、CPなどのような質の高い短期金融商品に投資することができます。

(後略)

## 4 手数料等及び税金

### (5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

(前略)

上記記載は2011年3月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 第三部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 5 その他

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

<訂正前>

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、2002年12月20日法の第14章の規定に従って投資信託の運用を管理する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

<訂正後>

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、2010年12月17日法の第16章の規定に従って投資信託の運用を管理する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

### 第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

定義

(後略)

<訂正後>

ルクセンブルグ議会において、投資信託に関する2010年12月17日法(以下「新法」という。)が採択された。新法は漸次投資信託に関する2002年12月20日法(以下「2002年12月20日法」という。)を置き換える。新法は主として譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)に関する2009年7月13日付EU通達2009/65/CE(いわゆるUCITS)を施行することにあるが、現在のUCITSおよび投資信託(以下「UCIs」という。)(非UCITS)に関する現行ルクセンブルグ法令の改正も含まれる。

新法の構成は2002年12月20日法を踏襲しており、同法と同様の方法で、パートでEU通達2009/65/CEに従っているUCITSを扱い、パートで他のUCIsを扱っている。

新法第25章および26章は、新法の異なる内容の規定の効力発生について、以下の帰結をもたらす経過規定および修正規定により構成されている。

- 既存のUCITSは、2011年1月1日以降、2002年12月20日法または新法に従うかの選択権がある。既存のUCITSは、自動的に2011年7月1日に新法の適用対象となる。(ただし、2011年7月1日前に新法の適用対象となることを選択しなかった場合、2012年7月1日までは簡易目論見書についての例外措置の効力を害するものではない。)
- 2011年1月1日から2011年6月30日までに新たに設立されたUCITSは、新法または2002年12月20日法に従うかの選択権がある。2002年12月20日法に従ったUCITSは自動的に2011年7月1日に新法の対象となる。(ただし、2002年12月

20日法に従った場合、2012年7月1日までは簡易目論見書についての例外措置の効力を害するものではない。

- 既存のUCISは、法律の効力により、2011年1月1日以降新法の適用対象となる。(ただし、2012年7月1日までは一定の機能の授権に関する例外的措置の効力を害するものではない。)
- 既存および新たに設立されたUCITSの管理会社は、UCITSと同様の経過規定が適用される。
- 既存および新たに設立された非UCITSの管理会社は、法律の効力により、2011年1月1日以降新法の適用対象となる。(ただし、2012年7月1日までは一定の機能の授権に関する例外的措置の効力を害するものではない。)
- 新法により導入された財務に関する規定は2011年1月1日に効力が発生する。
- UCITSに関連しない他の大部分の変更も2011年1月1日に効力が発生する。

定義

(後略)